

第十回 参議院 厚生委員会 會議録 第三十八号

昭和二十六年六月二日(土曜日)午後八時二十四分開会

委員の異動

本日委員永井純一郎君辭任につき、その補欠として堂森芳夫君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○醫師法及び歯科醫師法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○社會保障制度に關する調査の件(國立療養所長壽園の調査に關する件)

○委員長(山下義信君) これより本日の厚生委員會を開会いたします。

公報に掲載してあります通り、醫師法及び歯科醫師法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず提案者の衆議院議員青柳一郎君の提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(青柳一郎君) 只今議題となりました醫師法及び歯科醫師法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

現在、醫師又は歯科醫師になるためには、國家試験に合格しなければならぬこと、今更申すまでもないこと、であり、終戦前朝鮮、台湾、樺太、南洋諸島等の旧外地及び滿洲國におきまして、醫師免許又は歯科醫師免許を受けていた日本國民につきましては、主として引揚者としての同情すべき立場に基きまして醫師法及び歯科醫師法の附則に特例の規定があり、選考

又は簡易なる試験によりまして直ちに内地における醫師免許又は歯科醫師免許を受ける途が開かれていたものであります。ところが、これと全く同様の事情にある中華民國の旧治外法権地域において領事官の免許を受けていた日本國民或いは諸外國に南方の英屬領植民地において、その地の政庁より免許を受けていた日本國民につきましては、かような取扱がなく、醫師國家試験予備試験の受験資格を與えていないに過ぎないのであります。従いまして、現在においてはこれらの者が醫師又は歯科醫師になり得るためには、先ず予備試験を受けてこれに合格し、更に所定のインターンを行なつた上で國家試験を受けなければならないという実情であります。これらの者は、永年外國において医業又は歯科医業に従事し十分な臨床的経験を有するものであり、且つ、終戦の結果として止むを得ず永年辛苦の末棄れた地盤を放棄し、内地に引揚者を命ぜられた者でありまして、場にあり、又老齢者も少くないことでもありますので、これらの者のみ特例を認めないといふことは誠に不氣の毒と言わなければならないと。又、憲法で保障された法の前の平等という見地からも、かような差別的取扱は不合理なものと言わざるを得ないのであります。

この法案は、以上の理由によりまして、前述の者に対し、昭和三十年の末まで、旧外地又は滿洲國の引揚者と同様、選考又は特例試験を受ける資格を

與え醫師又は歯科醫師になる道を開き、その窮状を打開せんとするものであります。なお同時にこの法律の制定に伴いまして、關係法令の整理をいたした次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(山下義信君) 御審議をお願いいたします。

○中山善彦君 これに該当する者はどのくらいありますか。

○衆議院議員(青柳一郎君) お答えいたします。これは推定でございますが、中華民國におきまして二十名乃至三十名、マライ、ビルマ等の外國におきまして、多くて五十名ということでございます。

○中山善彦君 政府当局のこの案に対する御所見を伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(河野鑛雄君) 醫師の資格の問題につきましては、従来だん／＼國家試験その他によりまして資格を嚴重にいたしまして、その質の向上を図るようになつて参つておるのでござい

ます。この点から申しますれば、現在醫師法で定められておるような資格を持つていない者に、醫師の免許等を與える途を開くといふことは如何かとも考えられるのでございまして、外に提案説明がございまして、長年医業に従事しておりました者が、終戦によりまして内地に引揚げざるを得なくなつた事情にあり

ます。この点から申しますれば、現在醫師法で定められておるような資格を持つていない者に、醫師の免許等を與える途を開くといふことは如何かとも考えられるのでございまして、外に提案説明がございまして、長年医業に従事しておりました者が、終戦によりまして内地に引揚げざるを得なくなつた事情にあり

ます。この点から申しますれば、現在醫師法で定められておるような資格を持つていない者に、醫師の免許等を與える途を開くといふことは如何かとも考えられるのでございまして、外に提案説明がございまして、長年医業に従事しておりました者が、終戦によりまして内地に引揚げざるを得なくなつた事情にあり

ます。この点から申しますれば、現在醫師法で定められておるような資格を持つていない者に、醫師の免許等を與える途を開くといふことは如何かとも考えられるのでございまして、外に提案説明がございまして、長年医業に従事しておりました者が、終戦によりまして内地に引揚げざるを得なくなつた事情にあり

ます。この点から申しますれば、現在醫師法で定められておるような資格を持つていない者に、醫師の免許等を與える途を開くといふことは如何かとも考えられるのでございまして、外に提案説明がございまして、長年医業に従事しておりました者が、終戦によりまして内地に引揚げざるを得なくなつた事情にあり

ます。この点から申しますれば、現在醫師法で定められておるような資格を持つていない者に、醫師の免許等を與える途を開くといふことは如何かとも考えられるのでございまして、外に提案説明がございまして、長年医業に従事しておりました者が、終戦によりまして内地に引揚げざるを得なくなつた事情にあり

ます。この点から申しますれば、現在醫師法で定められておるような資格を持つていない者に、醫師の免許等を與える途を開くといふことは如何かとも考えられるのでございまして、外に提案説明がございまして、長年医業に従事しておりました者が、終戦によりまして内地に引揚げざるを得なくなつた事情にあり

ます。この点から申しますれば、現在醫師法で定められておるような資格を持つていない者に、醫師の免許等を與える途を開くといふことは如何かとも考えられるのでございまして、外に提案説明がございまして、長年医業に従事しておりました者が、終戦によりまして内地に引揚げざるを得なくなつた事情にあり

ます。この点から申しますれば、現在醫師法で定められておるような資格を持つていない者に、醫師の免許等を與える途を開くといふことは如何かとも考えられるのでございまして、外に提案説明がございまして、長年医業に従事しておりました者が、終戦によりまして内地に引揚げざるを得なくなつた事情にあり

から、旧國民医療法時代におきまして、一部の者にいわゆる一般の國家試験以外の特例の試験を行ひまして、醫師になる途を開いておつたのでござい

ます。今回提案になりました法律案の内容にございまして、この範囲内に入れておらなかつたのでございまして、実情等をいろ／＼調査して見ますと、お

むね同じような実情にございまして、この途の開けておりました者と同等に扱

うべきものと存じておる次第でござい

ます。この問題は、これは大分前からいろ／＼問題がありまして、

この前回国会でしたか、この前の国会でなかつたかと思ひますが、大石

議員からも醫師及び歯科醫師法の一部改正の御提案があつたかと存じます。

そのときに、こういふ人々が入れば、それなにかといふことを我々も相当や

かましく言つたのですが、併しその当時

置いたらどうかといふことを言つておりましたのですが、ここに期限も切つ

てあるようですけれども、何せ只今の

ような状態で抑留された者が帰つて来

ないといふような点から考へると、日

にちの点とか、或いはそういうふうな

各般の事情をよく考へて、たゞ／＼こ

ういふことをしないで、作るもの

は一編に作つてしまふ、そういうふう

におやりにならんといかんと思ひので

れからこの特例の試験及び予備試験に
つきましては、今年度の第一回を今月
の五日、明後日でございますが、五
日から実施することになっておりま
す。なお本年度も一回実施をする予
定にしております。

○委員長(山下善信君) それはいつ頃
ですか。いつという予定はありません
か。

○説明員(河野鐵雄君) 大体国家試験
のほうは学校の卒業期等を脱み合せて
実施をいたしますので、日を一定いた
しておりますが、いろいろな試験があ
りますので、その間に挟んで実施をい
たしておりますので、日取りが一定し
ておりませんが、恐らく第二回の国家
試験が終つたあとに実施されること
なるかと考えております。

○委員長(山下善信君) この三カ月の
施行の猶予期間を置いたのは何か意味
があるのですか。

○説明員(河野鐵雄君) 実はこの法律
案の附則におきまして、予備試験の受
験資格の特例に関する法律を一部改正
することになっておるのでございま
す。只今申上げましたように、予備試
験を明後日にやることになっており
ますので、その試験に、この特例の規
定によつて受験をしておる者もござ
いますので、その者の受験資格に変更
を来たさないように、予備試験が終つ
たあとに施行したい、こういう趣旨
でございます。

○委員長(山下善信君) ちよつと、
、それは今度のこの改正で、この二
項、三項の改正によつて、今の受験者
に便利が悪くなるのですか。そうじゃ
ないのですしやう。

○衆議院議員(青柳一郎君) 私からお

答へいたします。予備試験がたしか
二、三日あとに行われることになつて
おります。これはできるだけ早く公布
してもらおうと思つておりましたので
ございまして、すぐに公布いたします
と、それとの關係が非常に混乱いたし
ますので、予備試験が終つてしま
う、これを先行したしたいという趣旨
からでございます。

○委員長(山下善信君) わかりまし
た。今試験をしますという、この改
正によりまして資格を得た人が、すぐ
に試験に参加されるので却つて混乱さ
せる、こういうわけですか。この点は
この回に及ぼさないで次の回から及ぼ
そうというわけで、三カ月遅らした
……。

○衆議院議員(青柳一郎君) ちよつと
法制の問題でございますから、一つ法
制当局から……。

○衆議院議員(藤原忠男君) こ
の九十日というものを附則に掲げたの
は、今青柳委員からもお話ございま
したように、直ちに行われます予備試
験を従来の規定から受けたいという人
のために特にこれは掲げたものでござ
いまして、御注意までに申上げたとい
は、この九十日経過した日から施行す
るのは附則の二項、三項に限定してご
ざいます。即ち従来予備試験が受けら
れるという規定がございましたが、そ
の規定をこれで制するのは、これは全く
何と申しましようか、法律的、技術的
の結果だけのことでございます。実
績については何ら変わりはないのでござ
います。そして本文のほうの今度初め
て認められました予備試験委員の行方
選考乃至は試験というものを受けられ
るといふかたは、この法律が公布され

ましたら直ちに施行になりますので、
それらの恩恵に直ちに浴するといふこ
とになります。

○松原一彦君 ちよつと伺いますが、
この特例によつて今日まで医科、歯科
の免許状を與えられた者が何人ぐら
いございまして、御異議ございませんか。

○説明員(河野鐵雄君) 只今正確な数字
をちよつと持合せておりませんが、
医師と歯科医師と両方でございますが、
医師のほうは試験を受けて免許を
與えられた者が恐らく三百人か四百人
ぐらゐあつたのではないかと思つてお
ります。それから歯科のほうでは大体
二百名ぐらゐが試験を通つておるがと
存じます。

○中山善彦君 質疑も大体盡きたよう
でありますから、討論を省略して、直
ちに採決せられんことの動議を提出い
たします。

○委員長(山下善信君) 只今の中山委
員の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山下善信君) 御異議ないも
のと認めます。つきましては、質疑を
打ち切り討論を省略いたしました。直ち
に本案の採決をいたします。本案に対
しまして御賛成の方の御起立をお願いま
す。

〔総員起立〕

○委員長(山下善信君) 全会一致でご
ざいます。全会一致で本案は可決せら
れました。つきましては、委員長が議
院に提出する報告書には、多数意見者
の署名を附することになつております
ので、本案を可とされたかたは順次御
署名をお願いいたします。

多数意見者署名
谷口彌三郎 松原 一彦

堂森 芳夫 藤森 眞治
中山 善彦 長島 銀藏
藤原 道子

○委員長(山下善信君) なお本會議に
報告いたします委員長の口頭報告その
他諸般の手續きは委員長に御一任頂
きまして、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山下善信君) 御異議ないも
のと認めます。

○藤原道子君 ちよつと……、私は看
護法の問題について、少しこの席上
で、委員会厚生省当局に対して質し
て置きたいことがあるのでございま
す。是非お取上げを願うことをお諮り
願うのですが、簡潔でございますか
ら……。

○委員長(山下善信君) 御発言を願
います。

○藤原道子君 幸い医療課長がおいで
になりますので、時間の關係もござ
いますので、質疑を続けさせて頂きたい
と思ひます。

先日私どもの所へ国立療養所の長壽
園ですか、投書が参りましたので、直
ちにこのことを調査したのでござ
います。調査の結果につきまして、私が
非常に重大だと存じますので、当局の
御意思を一つ伺いたい、かように存す
るのでございます。先ず私どもの所へ
訴えて参りましたのは、院長が殆んど
回診をしないというところ。病院が非
常に荒廢しているところ。或いは看
護の点において非常に遺憾であるとい
うところ。いろいろここに列記して参
りましたので、直ちに調査をさせまし
たところ、実に驚くべき事態を發見
いたしましたのでございます。それは現在長
壽園におきましては、患者と病院側と

が対立いたしましたして、医療を拒否して
いるところがございます。それと
いま一つは、この長壽園には定員は百
ベットでございますが、現在入院して
入つておりますのは八十八名、ところ
がそこにお医者さんが二人、而も院長
を含めて二人でございますが、回診を
しないというところも調査の結果当然だ
と思ふことを發見いたしました。それ
は二人の医者のうち院長が一人、いま
一人は昨年資格を得た若いお医者さん
でございますが、この院長は胃潰瘍で
以て医者からは切開手術を勧められ
て、切開手術をしなければならぬとい
言われておりますが、この今の現状
では病院の仕事の關係上切開手術は
できないというので、月に一回ぐらゐ上
京いたしましたして、医療を受けていると
いうのでございます。それからいま一
つは、このお医者さんが私は肺病だ
け、結核だけしかわからないので、ほ
かの病氣はわからない、従つて長期の
患者になるといろいろな病状が起る人
もあるので非常に不安である。そのた
めに上京の都度それ／＼専門家の門を
叩いていろいろ／＼散らつて、そして医
療を續けているというやうな頼りな
い、実に私どもには納得の行かないよ
うな答弁をなされておるのでございま
す。而もいま一人の医者は若くて患者
はまだ信頼ができない。囑託医が一名
いますが、その人が殆んど来たことが
ないというところが、この病院の事情で
ございまして。少くとも国立病院であり
ながら、こういう状態の下に放置してい
て果していいものでございませう
か。そうして又医者も病氣になつて
も、なお治療を受けることもできな
い、不安な病体で以て患者の治療に当

が対立いたしましたして、医療を拒否して
いるところがございます。それと
いま一つは、この長壽園には定員は百
ベットでございますが、現在入院して
入つておりますのは八十八名、ところ
がそこにお医者さんが二人、而も院長
を含めて二人でございますが、回診を
しないというところも調査の結果当然だ
と思ふことを發見いたしました。それ
は二人の医者のうち院長が一人、いま
一人は昨年資格を得た若いお医者さん
でございますが、この院長は胃潰瘍で
以て医者からは切開手術を勧められ
て、切開手術をしなければならぬとい
言われておりますが、この今の現状
では病院の仕事の關係上切開手術は
できないというので、月に一回ぐらゐ上
京いたしましたして、医療を受けていると
いうのでございます。それからいま一
つは、このお医者さんが私は肺病だ
け、結核だけしかわからないので、ほ
かの病氣はわからない、従つて長期の
患者になるといろいろな病状が起る人
もあるので非常に不安である。そのた
めに上京の都度それ／＼専門家の門を
叩いていろいろ／＼散らつて、そして医
療を續けているというやうな頼りな
い、実に私どもには納得の行かないよ
うな答弁をなされておるのでございま
す。而もいま一人の医者は若くて患者
はまだ信頼ができない。囑託医が一名
いますが、その人が殆んど来たことが
ないというところが、この病院の事情で
ございまして。少くとも国立病院であり
ながら、こういう状態の下に放置してい
て果していいものでございませう
か。そうして又医者も病氣になつて
も、なお治療を受けることもできな
い、不安な病体で以て患者の治療に当

つておるといふようなことが、果して許されることをごさいますしよか。厚生省ではこうした事実を今日まで御存じなくしてお過しになったのか、承知しなからこういふことを放置しておられたのか、結局今の段階では、昨年資格を得た若いお医者さんが一人て八十八人の患者を受持つておるといふことになるのでございまして、これに国立病院の使命が果して遂行できるかどうか、できるとお考えであるかどうか、ということをお伺いしたい。

○説明員(尾崎重教君) 私医務局の管理課長でございます。代つて御説明を申し上げます。長壽園の今お話にありましたるような問題につきましては、医務局としてもよく承知しております。この場所は御承知と思いますが、群馬県の碓氷から又支線に入りまして、原町の駅から又自動車で三十分くらい入るといふ非常な山奥でございます。恐らく国立結核療養所の中でも最も辺鄙な所に介在する療養所だと思います。いろ／＼問題が起りましたのでありますが、その問題の相当の部分というものが、そういう辺鄙な所にあるというふうな考へておるのであります。例えば今医療を担当しておりますが、本療養所は厚生省といたしましては定員を三名配置しております。一応三名のお医者さんが充足されれば先ず患者の医療には差支えないという考へを持つておりますので、お話を伺いました通り現状はたつた二名しかいない、一名の院長は確かに胃潰瘍を昨年の八月にわずらひまして、胃切除をしなければならぬという状態

にある。それでこの院長先生もかねがね厚生省に辞意を表明されておるのであります。何分にもそういう辺鄙な所を代りがないというところから、もう少しというところで一層の御努力をお願いしておるわけなのでございます。ただ院長さんの病気の程度でございますが、これは確かに毎月一回ぐらいずつ診察を受けなければならぬ、或いは東京で見てもらわなければならぬという状況ではございますが、長期に亘りまして欠席をし、医療を担当できないというほどではございませんので、先ず療養所の管理者として、或いは療養を担当する医者としては、一応本省の指示通りにやつて行かれる立場にあつたわけでありまして、それからお爾余の一人の欠員に對しては、院長が病氣中にもかかわらず、いろ／＼奔走いたしました。最近において欠員を補充することができるとは、いかんといふような見通しを持つております。

更にお話にはございませぬので、少し余分ではございますが、いろ／＼患者が取上げて問題といたします給食の問題のごときも、我々が調査したところにおきましては、與えられた材料を完全に利用し、十分な献立を作るという意味合におきましては、まずまず十分ではないか、ただ何分にも非常に冬季の嚴寒の候には交通に非常に支障を来すというふうなことから、魚、野菜等の入手も思うに任せないというふうなことで、甚だ献立の作成に不十分なこともあるというふうにも認めております。そういう事情を我々考へますときに、患者の言ふところも一応尤もなところもございまして、我々といひましては、できるだけ現在可能な限

りにおいで状態を改善して、患者の満足の行く医療を実施して行きたい、というふうな考へております。

○藤原道子君 院長の病状は医療を担当するには差支えないというふうなお言葉でございますが、私どもそれは納得できないのでございまして、どの程度を以て差支えないと言われるか、とにかく胃の切除をしなければならぬというお話を言われておる人、そして本人も辞意を漏らしておるにもかかわらず、医者がないからということ、その人にその不便な山の中で、非常に不便だと思つてございまして、そういう所無理に仕事をさせて置くというおことは、院長にとつても私は苦痛だと思つて、殊に差支えないと言われるけれども、殆んど回診はしてない、重症患者だけしておる。そうすると、一人のお医者さんが百人からの患者を見て、それでよろしいのでございませうか。それは私はあなたの立場とすれば、そう言わざるを得ないかと思つたすけれども、少くとも国立病院の使命の名にもつと忠実に率直であつて欲しいと思つてございまして、直ちにいろ／＼医師の、これは俸給等の問題から医師が得られないのだと存じますけれども、そういう点の改善にも努力されるのと同時に、どんな無理をしても、少くとも病人の、病氣になつておる人にそういう無理な仕事を押し付けるというおことは私は間違ひだと思つて、だから病人は正常な判断がどうしてもできない場合がある。そういうことが次に私がお伺いするやうな結果になつて現われたのではないか、私は素人でござい

ますからわかりませぬ。ですから、この点は厚生省でもよく一つ調べて、私の納得の行くやうな、素人にも納得の行くやうな御調査と私は御報告を伺いたいと思つて、それは今、今日は皆様もお疲れでございまして、余り時間をとることも如何かと存じますので、極く簡単に一つ要点だけ伺いたいのでございまして、この病院がいろ／＼な問題で争議が相当になつて参りましたのは、そういう辺鄙な所、献立表は非常に立派なんです。この献立通りに若し食事が與えられておるとするならば非常に立派な献立表だけれども、私ども専門調査室から調査に行つて頂いた人の話によりまして、菜葉などのべた／＼になつて、見るからに食欲が起らないというやうなことで、それは実にひどい調理の方法だと思つてございまして。ところがここには栄養士が一人もいない、一人の栄養士も置かれていない、こういう点、そして又この頃厚生省の方針が結核の増床増床といふことに夢中になつておられる結果、結局患者の娯楽室までも潰されてそこにベットが置かれる。そういう山の中で長期の療養をしておられる患者さんに、食事の点でも楽しいところがない、娯楽の点でも何にも施設がない、そういう所で、而も頼りにする院長は病人である、これじや私は患者さんもやりきれない氣持になつて来るのは当然前だと思つて、そういうところから患者のほりも精神的に悪化して来るのでございまして、ところがその患者さんたちに、まあ院長の報告によつて、日患同盟から連絡があつたといふことが書いてある。そして患者が四名無断で外出をした。非常にこれを憤慨しておられますけれども、その

外出したことのよし悪しは私はいちも問いませんけれども、外出をして出かけて帰つて来た患者に、その晩一週間に一回ずつ百五十〇〇の氣胸をして、一応外出して帰つたその晩に、前の日に氣胸をした患者に對して、その翌日二百五十〇〇の氣胸がされておる、これは懲罰の意味を含めておるといふやうなことを暴言されたといふことを聞いておる、という、私たち素人から見ると一週間に百五十〇〇して帰つて来た患者さんに二百五十〇〇の氣胸をされるのが安当かどうかというおことは、私は大きな問題だと思つて、若し懲罰という意味が、医療の面でそういうことが生命に危険のあるやうな方法でされたといふことになるならば、これは大きな私問題だと思つて、而もレントゲンをとつたといつたのでございましてけれども、レントゲンを透視ですから、十五分くらい見ると、それは黒い眼鏡も何にもかけないで、ちよつとレントゲンを覗いただけだといふことを言われた。而も患者が苦しさを訴えたところが、若いお医者さんが行つて、どれだけしたか調査して来ましたといつて帰つたままで、この日が明る日でございます。ところがその日が丁度ビクニツクでバスで以つて全員どこかへ行く日だつたので、そのお医者さんが調べて戻つて来たバスが来ていたから、そのバスに乗つてビクニツクに行つて患者さんはそのままだ置かれた。四日目に空氣を引いた日に、これだけ入つたら苦しかつたらうなと言われたので、こういうことが果して許されることをごさいますしよ

外出したことの上し悪しは私はいちも問いませんけれども、外出をして出かけて帰つて来た患者に、その晩一週間に一回ずつ百五十〇〇の氣胸をして、一応外出して帰つたその晩に、前の日に氣胸をした患者に對して、その翌日二百五十〇〇の氣胸がされておる、これは懲罰の意味を含めておるといふやうなことを暴言されたといふことを聞いておる、という、私たち素人から見ると一週間に百五十〇〇して帰つて来た患者さんに二百五十〇〇の氣胸をされるのが安当かどうかというおことは、私は大きな問題だと思つて、若し懲罰という意味が、医療の面でそういうことが生命に危険のあるやうな方法でされたといふことになるならば、これは大きな私問題だと思つて、而もレントゲンをとつたといつたのでございましてけれども、レントゲンを透視ですから、十五分くらい見ると、それは黒い眼鏡も何にもかけないで、ちよつとレントゲンを覗いただけだといふことを言われた。而も患者が苦しさを訴えたところが、若いお医者さんが行つて、どれだけしたか調査して来ましたといつて帰つたままで、この日が明る日でございます。ところがその日が丁度ビクニツクでバスで以つて全員どこかへ行く日だつたので、そのお医者さんが調べて戻つて来たバスが来ていたから、そのバスに乗つてビクニツクに行つて患者さんはそのままだ置かれた。四日目に空氣を引いた日に、これだけ入つたら苦しかつたらうなと言われたので、こういうことが果して許されることをごさいますしよ

るか。こういふ一週間に一回百五十〇〇としていた人に、その翌日二百五十〇〇を被れた患者にすると、とうとうが安当かどうかという御見解を特に伺いた

○委員長(山下善信君) 藤原委員にお諮りいたしますが、非常に重大な問題のようでございますし、又藤原委員は非常にそれらの御調査の材料をお持ちのようでございますが、これは責任者の出席の際に改めて御質問を願ひ、且つ又我々委員会にもその調査の資料を頂きまして、見せて頂きましたほうが、藤原委員の御質疑がよく我々委員にわかつていひのじやないかと思ひますが、その問題は次回にお譲りになりましては如何でございますようか、皆さんにお諮りいたしますが、如何です。

○藤原眞治君 只今問題になりました食事は、昨年の八月に我々が視察に行つたところだと考へております。私の記憶に誤まりがなければ、山下委員も御一緒にいらしたと思ひます。それで私どもはあつたこの応接室のような所であつたのでございまして、殊に山下委員長のような非常に眼紙背に徹する方もおいでになつて、そしてその当時は別に大して我

我もその特別な感じを受けなかつた、私はそういうふうな記憶があります。二、三要項事項はありましたので、私の報告の中にこれは織込んでおいては、昨年の八月頃には大したことがなかつた。而もそれから後に何かそういうことが起つたのではないかと、これに、これは重大な原因があるのではないかと察しられるのであります。

が、その当時から委員長も変わつておられます、その委員長の変わつていないのは、あのやつた人が委員長であつたかどうかは私ははつきり記憶してありませんが、これは委員長もおいでになつた当時であります。それがこういふふうな問題を起していること、殊に我々の所へは昨日ガリで刷つた陳情が参つております。只今藤原委員のおつしやつたのと似たようなことが書いてある。氣胸療法で非常に空気をたくさん入れた、或いは日にちが非常に接近しておつたというふうなことは書いてあります。併し昨年行つたときにそういう傾向がないのが、急にこういふふうなことになるて来たといふことは、これは殊に患者をつかまえて、問題も重大にやないかと思ひます。と同時に、そういうことの起つて来た根本原因を探らないと、日本全国に及ぼす療養所というのに対して、又どこに

○委員長(山下善信君) 如何でございますようか、藤原委員からの御意見も出されましたが、これは一つ重大な問題と考へますので、只今藤原委員のお手許の御資料も我々に配付をして頂きまして、責任者の出席の際になお十分質疑をして頂きたいと思ひますが、如何でございますようか。それでよろしうございませうか。

○藤原眞治君 私をうして頂ければなお結構だと存じます。私は会期が今日

だけだと存じましたので、一応の警告を發して、この傾向は全国の療養所にあるのでございまして、そういう点を私は患者の福祉の方面から是正して行きたいというのが、私の念願でございますので、皆さんからお取上げ頂ければ誠に結構でございますので、委員長の仰せの通りにいたしたいと思ひます。

○委員長(山下善信君) それでは本問題は、改めて重大問題として本委員会において取上げまして、十分質疑応答を重ね、事件の真相を明確にしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(山下善信君) 御異議ないものと決定いたします。本日はこれで散会いたします。午後九時十六分散会

出席者は左の通り。

- 委員長 山下 善信君
- 理事 小杉 繁安君
- 委員 中山 壽彦君、長島 銀藏君、藤原 道子君、堂森 芳夫君、藤原 眞治君、谷口彌三郎君、松原 一彦君
- 衆議院議員 青柳 一郎君
- 事務局側 常任委員会専門員 草間 弘司君、常任委員会専門員 多田 仁巳君、衆議院法制局側 参事(第二部長) 福原 忠勇君、説明員

厚生省医務局医務課長 河野 鎮雄君、厚生省医務局管理課長 尾崎 重毅君、六月二日日本委員会に左の事件を付託された。

一、医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のため付託は六月一日)

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律

第一條 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三十六條に次の一項を加える。

4 前項に規定する者の外、昭和二十年八月十五日以前に、外国でその地の法令によつて医師免許若しくは医療免許を受け、又は中華民國(滿洲及び蒙疆を含む)において領事官の医療免許を受けた日本国民に対する医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、前項の例によることができる。

第二條 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三十三條に次の一項を加える。

4 前項に規定する者の外、昭和二十年八月十五日以前に、外国でその地の法令によつて歯科医師免許若しくは歯科医療免許を受け、又は中華民國(滿洲及び蒙疆を含む)において領事官の歯科医療免許を受けた日本国民に対する歯科医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、前項の例によることができる。

第三十三條に次の一項を加える。

4 前項に規定する者の外、昭和二十年八月十五日以前に、外国でその地の法令によつて歯科医師免許若しくは歯科医療免許を受け、又は中華民國(滿洲及び蒙疆を含む)において領事官の歯科医療免許を受けた日本国民に対する歯科医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、前項の例によることができる。

第三十三條に次の一項を加える。

4 前項に規定する者の外、昭和二十年八月十五日以前に、外国でその地の法令によつて歯科医師免許若しくは歯科医療免許を受け、又は中華民國(滿洲及び蒙疆を含む)において領事官の歯科医療免許を受けた日本国民に対する歯科医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、前項の例によることができる。

第三十三條に次の一項を加える。

4 前項に規定する者の外、昭和二十年八月十五日以前に、外国でその地の法令によつて歯科医師免許若しくは歯科医療免許を受け、又は中華民國(滿洲及び蒙疆を含む)において領事官の歯科医療免許を受けた日本国民に対する歯科医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、前項の例によることができる。

附則 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭和二十四年法律第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

「医師法第三十六條第三項」を「医師法第三十六條第三項又は第四項」に、「滿洲国」の行つた医師考試の第一部考試に及格し、又は中華民國(滿洲及び蒙疆を含む)において領事官の医療免許を受けた者」を「又は滿洲国」の行つた医師考試の第一部考試に及格した者」に改める。

3 歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭和二十五年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

「歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三十三條第三項」を「歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三十三條第三項又は第四項」に、「滿洲国」の行つた歯科医師考試の第一部考試に及格し、又は中華民國(滿洲及び蒙疆を含む)において領事官の歯科医療免許を受けた者」を「又は滿洲国」の行つた歯科医師考試の第一部考試に及格した者」に改める。

4 前項に規定する者の外、昭和二十年八月十五日以前に、外国でその地の法令によつて歯科医師免許若しくは歯科医療免許を受け、又は中華民國(滿洲及び蒙疆を含む)において領事官の歯科医療免許を受けた日本国民に対する歯科医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、前項の例によることができる。

第三十三條に次の一項を加える。

4 前項に規定する者の外、昭和二十年八月十五日以前に、外国でその地の法令によつて歯科医師免許若しくは歯科医療免許を受け、又は中華民國(滿洲及び蒙疆を含む)において領事官の歯科医療免許を受けた日本国民に対する歯科医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、前項の例によることができる。

第三十三條に次の一項を加える。

4 前項に規定する者の外、昭和二十年八月十五日以前に、外国でその地の法令によつて歯科医師免許若しくは歯科医療免許を受け、又は中華民國(滿洲及び蒙疆を含む)において領事官の歯科医療免許を受けた日本国民に対する歯科医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、前項の例によることができる。

昭和二十六年六月十八日印刷

昭和二十六年六月十九日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 行